

厚生労働大臣 田村 憲久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
会 長 清 家 篤

## 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」(仮称)の支給に関する要望

5月28日に厚生労働省から発表された「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(仮称)」(以下、支援金という)の実施については、本会から要望していた「既存施策の活用・拡充に加えて、経済的な支援として、新たな給付・手当の創設」への対応として、長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により困窮している方々への新たな支援につながる第一歩となるものと評価をしております。一方、検討中の案において、特例貸付の利用状況が対象者の要件とされていることは、必ずしも困窮者の実効性ある支援につながらないと考えます。

実施にあたっては、特例貸付の対応に注力している社会福祉協議会の負担が増加しないよう、現在の案において実施主体とされている福祉事務所設置自治体において適切に実施することとしてください。

支援金の実施に向けて下記のとおり要望します。

### 記

#### 1. 支援金の対象者は、特例貸付の利用状況に関わりなく、真に必要な方を対象とし、幅広い困窮者にとって実効性のある方策としてください。

- ・ 支援金の対象は、困窮している状況にある方とし、特例貸付の利用状況を要件にすることは、自立のための努力をしている世帯が対象外となるため、要件としないでください。
- ・ コロナ禍による生活困窮者の生活再建には、一定の期間を要します。5月28日の案では申請期間が8月末までとされていますが、長期での対応が可能となるよう申請期間を設定してください。
- ・ なお、特例貸付が「不承認」となった申込みは、同一世帯からの重複申請や他の借入が債務整理中、不正申請と認められるなどの理由によるものが含まれており、支援金の対象要件としては不相当と考えます。

## 2. 支援金の申請受付等の業務は、自治体自らが行うこととされたい。

- ・ 特例貸付の申請受付や償還免除を含む債権管理への準備を行っている社会福祉協議会、コロナ禍前の3倍に上る相談に対応している自立相談支援機関では、これ以上の業務の増加には対応できません。特に自立相談支援機関を受託している社会福祉協議会においては、特例貸付への対応と自立相談支援機関の業務で窮迫している状況にあります。社会福祉協議会、自立相談支援機関に対する委託は、行わない制度としてください。
- ・ また、社会福祉協議会における特例貸付の利用状況の確認や貸付に関する書類の発行、対象者に関する情報提供などの事務負担が生じない制度としてください。

## 3. 支援金についての問い合わせの対応、広報等は、国が責任をもって行ってください。

- ・ 支援金制度の内容について、対象要件、申込方法や相談先などが、申請を希望する方に正しく伝わるよう広報してください。
- ・ 市区町村社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会には、すでに多くの支援金に関する問い合わせが寄せられています。社会福祉協議会や自立相談支援機関等の関係者が対応に困ることないように、情報共有については検討段階から丁寧に行ってください。